

税務課での手続き内容と必要なもの（１２番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
土地・家屋（登記物件）・償却資産を所有する納税義務者が亡くなった場合の相続人	相続人代表者指定届 兼固定資産現所有者 申告書	・相続人全員の署名 ・遺産分割協議書等（お持ちの人）	内線 固定資産税係 332 333 337
未登記家屋の所有者が亡くなった場合の相続人	家屋課税補充台帳 名義変更届	・公正証書、遺産分割協議書等 ・印鑑証明書（公正証書の場合は不要） ・相続人の戸籍謄本等 ・亡くなった人の除籍謄本 ※詳細は固定資産税係にお問い合わせください。	

※納税義務者が亡くなった場合、相続人全員の中から相続人代表者を決める必要があります。

※不動産の相続登記については、法務局での手続きが必要です。詳しくは福岡法務局筑紫支局にお尋ねください。

保育児童課での手続き内容と必要なもの（１３番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
児童手当の受給者が亡くなった世帯	支給事由消滅届 認定請求書	・配偶者の健康保険証等 ・配偶者の預金通帳 ・配偶者の通知カードまたはマイナンバーカード ・児童手当受給中の児童の預金通帳	内線 児童福祉係 318
児童手当の受給対象となる児童が亡くなった世帯	支給事由消滅届 額改定認定請求書		

環境課での手続き内容と必要なもの（３番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
犬の所有者（飼い主）	犬の登録事項変更 （所有者、所在地）	・新しい所有者の情報 ・犬の鑑札、狂犬病予防注射のハガキなど登録状況が分かるもの	内線 環境保全係 308